

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0331第1号」により、測定項目に検査実施料が新設されましたので、下記の通りご案内いたします。

健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。

謹白

記

■ 適用日 令和5年 4月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
糞便中カンピロバクター抗原（定性）	184点

新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
糞便中カンピロバクター抗原（定性）	184点	免疫学的検査判断料 （※6 144点）	「D012」感染症免疫学的検査 「38」
留意事項			
～（略）～ （59）糞便中カンピロバクター抗原（定性）は、カンピロバクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁抗原定性を準用して算定できる。 ～（略）～			

※受託未定

